

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外1572名

被告 国外1名

準備書面 (88)

被告東電準備書面(26)(28)に対する反論

2020(令和2)年9月11日

福島地方裁判所いわき支部民事部合議係 御 中

原告ら訴訟代理人	弁護士	小野寺	利孝		代
同	弁護士	広田	次男		代
同	弁護士	鈴木	堯博		代
同	弁護士	米倉	勉		代
同	弁護士	笹山	尚人		代
同	弁護士	坂田	洋介		
同	弁護士	渡辺	淑彦		外

第1 適時提出主義に反し、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきこと

- 1 被告東電は、訴訟の最終段階において、1500人余の原告らそれぞれに対する既払い金の金額を明示し、その既払い金のすべて（財産的損害も含めて）について、原告らが本訴訟で請求している損害賠償請求権に対し、「弁済の抗弁」となると主張している。しかも、家族への賠償金の支払いが、「世帯間で融通」され。他の家族の賠償額によっても「弁済の抗弁」が成立するとの主張を展開している。
- 2 このような主張の不合理性については、第2以下で主張するが、そもそも、原告ら代表者の証人尋問も終了し、結審日が指定された訴訟の最終局面において、このような抗弁を提出すること自体、適時提出主義（民事訴訟法156条）の原則に反し、時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである。
- 3 被告東電は、各原告らへの訴訟外での支払状況については、相当早期の段階から把握していたのであり、このような抗弁を提出することは十分に可能であったはずである。このような支払いがなされていたか否か（被告東電が主張する「弁済の抗弁」があるのか否か）について、集団訴訟において各原告に確認することは容易ではなく、明らかに訴訟遅延となる攻撃防御方法である。
- 4 そもそも本件集団訴訟の目的は、強制避難区域のみならず、自主的避難等対象区域の1つであるいわき市民に対しても、原発事故は、いかに甚大で、継続的な被害を生じさせているかを明らかにするとともに、現在、被告東電が任意に支払っている賠償額では、到底、その被害を補てんするには足りないことを明らかにするための集団訴訟である。被告東電が任意に支払っている範囲に

ついて争点（訴訟物）としないことは，当初からの了解であったはずである。その意味でも，被告東電の「弁済の抗弁」に意味はない。

第2 精神的損害に対する賠償と生活費増加分等の実費の賠償が一体であり明瞭に区別し難いとの主張に対し

1 まず，被告東電は，自主的避難等対象区域や被告東電の自主賠償基準の対象区域に居住していた者に対する賠償は，精神的損害に対する賠償と生活費増加分等の実費賠償が一体として行われている実情にあり，精神的損害と財産的損害とを明瞭に区別し難いと述べる。

2 しかし，この主張は，原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解手続における被告東電の態度と矛盾する。被告東電は，ADRの手続の中で，妊婦・子どもへの60万円（避難していない場合40万），その他の対象者への8万円（被告東電 H24 2.28 プレスリリース（H23.12.6 中間指針追補を受けたもの））の内訳として，60万円の内の20万円を精神的損害に対する慰謝料，残りの40万円（避難していない場合20万円）を実費，8万円の内の4万円が精神的損害に対する慰謝料，残りの4万円を実費として和解に応じている。

以下では，被告東京電力が，平成23年3月11日から同年12月 末日まで（異なる事例も一部あるものの概ね平成23年12月末日までとされている。）の精神的損害に対する慰謝料として，成人につき一人4万円，妊婦・子どもにつき一人20万円を支払ってきた事例を紹介する。

3 自主的避難等対象区域居住者の和解事例（甲A609）

和解事例38は，本件事故当時，本宮市に居住していた申立人への避難

慰謝料（平成23年3月14日～同年9月26日までの分）として4万円を認めている。

和解事例84においては、福島市に居住していた申立人2名分の精神的損害（平成23年3月11日～同年12月31日までの分）として8万円が支払われている。これは、成人一人あたりの精神的損害として各4万円ずつ支払ったものと考えられる。

和解事例156では、本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（大人2名、子供2名）の避難による精神的損害（平成23年3月11日～同年12月31日ないし平成24年3月31日）について、大人について一人4万円の賠償金を支払っている。

和解事例158においては、本件事故当時、いわき市に居住していた申立人（成人）の避難所における2か月間の避難生活による精神的損害に対し、18万円の支払い義務があることを認めている。この事例では、被告東京電力が支払い済みの8万円のうちの4万円を精神的損害への賠償として精算する旨も明記されている。

和解事例166では、郡山市の申立人の精神的損害（平成23年3月11日～平成24年4月2日までの分）につき、一人4万円ずつが支払われている。

和解事例223においては、いわき市から3週間程度の自主的避難をした家族4名（子3名とその親権者）につき、親権者の精神的損害（平成23年3月11日～同年12月末日の分）として、4万円が支払われている。

和解事例283においては、伊達市の申立人5名（家族の一部が自主避難したことにより、二重生活を強いられた）の事案で、精神的損害として、子ども3名、大人2名分として合計68万円の賠償義務を認めている。これは、大人につき一人4万円、子どもにつき一人20万円として算定されたものと考えられる。

和解事例 396 では、父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族 4 名について、本件事故発生日から平成 23 年 1 2 月末日までの精神的損害として 48 万円が支払われている。この 48 万円の内訳は、子どもにつき一人 20 万円ずつ、大人につき一人 4 万円ずつとして計算されたものと考えられる。

このように、東電は、数多くの ADR 手続の中で、生活費増加分等と精神的慰謝料とを明確に区別して和解に応じているのである。(上記以外にも多数の和解事例がある。甲 A610 和解事例集：224, 229, 240, 283, 304, 307, 323, 347, 352, 366, 396, 444, 450, 476, 625, 652, 682, 733, 767, 814, 819, 819, 844, 866, 871, 883, 904, 947, 1011, 1066, 1117, 1131, 1227, 1229-1, 1275, 1282, 1316, 1346, 1352, 1364, 1398, 1411, 1468, 1481, 1486, 1490, 1491, 1498, 1547, 1565, 1590 等)

4 本件事故当時福島県内に在住していなかった者の和解事例

さらには、平成 23 年 3 月 1 1 日時点では福島県内に在住していなかったが、本件事故前から近日中に福島に転居することがすでに決定していた者に対しても、中間指針追補の額に沿った賠償が認められている。

和解事例 300 (甲 A609) においては、本件事故時には自主的避難等対象区域内に住民票がなかったが、同区域内への転入が決まっており、かつ、平成 23 年中に妊娠した者について、自主的避難等対象区域内に滞在したことにより、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害(平成 23 年 3 月 1 1 日～同年 1 2 月 3 1 日までの分)として 20 万円が支払われている。

5 自主的避難等対象区域以外で本件事故後も福島県内に異動したことの無い者についての和解事例

また、和解事例 272 (甲 A609) においては、茨城県在住の申立人 3 名(大人 2 名, 子ども 1 名)の事案で、精神的損害として大人について一

人各4万円、子どもについて20万円が支払われている。

6 小括

以上のとおり、被告東京電力は、訴外での本件事故に伴う損害賠償金の支払において、いわゆる中間指針追補を受けた賠償（成人一人8万円、妊婦・子ども一人60万円）については、成人につき一人4万円、妊婦・子どもにつき一人20万円を精神的損害に対する慰謝料として支払いを進めてきた。それにもかかわらず、訴訟手続の中において、全額を精神的損害に充当すると主張するのは、自らの言動を、それも訴訟の終盤になって覆し、当事者に不合理な不意打ちを与えるものであり、禁反言の原則（民法1条2項、民事訴訟法2条）に悖るものであり、到底受け入れられるものではない。

さらにいえば、被告東電の支払っている定額の生活費増加分（上記8万円のうちの4万円、60万円のうちの40万円ないし20万円）は、実損はあるが個々の立証・算定が困難であることから、「避難者の大多数に共通して発生して金額も比較的少ない食費、日用品購入のような費用の増加分を、立証の負担軽減を主目的として、精神的損害に合算することとした」ものであって（中島肇『中間指針の考え方』商事法務2013年53頁）、精神的損害と区別することが困難なものでもないのである（だからこそ上記のとおり被告東電自身も生活費増加分等の算定困難な実費と精神損害とを区別して和解合意をしてきたのであろう。）。

第3 昭和48年判決を根拠とする弁済の抗弁についての検討

1 被告東電の主張

被告東電によると、「本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上的損害とは、その賠償請求権は1個である」（最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁）ことを根拠

に、「同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られていない」と主張し、さらに「費目相互間の融通も認められる」と主張する。

そして、訴外で任意に応じてきた定額の賠償金の支払により、原告らの請求は補填される（弁済されている）との主張を展開している（被告東電準備書面（26）の4頁）。

2 最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁の射程

被告東電の主張は、必ずしも明確ではないが、まず、被告東電が根拠とする最判昭和48・4・5民集27巻3号419頁の射程から見ていく。

確かに、48年判決は、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上合わせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべき」と述べる。もっとも、48年判決の焦点は、原告による損害の主張ないし請求額と、裁判所の認定額との関係にこそあった。具体的には、原審が、原告の逸失利益額について、その請求額を超える金額を、しかし慰謝料と合算した請求総額の範囲内で認容したところ、そのことが、申立事項と判決事項の一致を要請する現行246条に抵触するとして、上告された事案である。最高裁は、同一の身体傷害による逸失利益と慰謝料とを「訴訟上合わせて請求する場合」には、両損害項目は一つの訴訟物と理解されるため、上告には理由がないと判断したにすぎない。被侵害法益が同一である全ての財産的損害と精神的損害が常に1つの訴訟物を構成するとまで述べるものではない。

もとより 1 つの不法行為（原因事実）から生じ得る「損害」（709 条）は，被侵害利益ごとに区別し得る（たとえば交通事故等での人身損害と物的損害との区別など）。

各被侵害利益においても，多様なレベルでさらに損害項目に細分化が可能である（たとえば，身体侵害にかかる①財産的損害と非財産的損害との区別，②積極損害と消極損害の区別等）。

どのレベルの損害（項目）を基準として一個の訴訟物と見るかについては，一つの事件であっても，理論上は多様な見方が成立しうる。

上記 48 年判決は，少なくとも原告が同時に請求する同一人の人身侵害（生命・身体法益）における「逸失利益」項目と「慰謝料」項目については，被侵害利益の共通性に鑑みて一個の訴訟物と考えるべきこと，すなわち，当該事件では，原告主張の逸失利益額を超える逸失利益を，慰謝料と併せた全請求額の範囲内で裁判所が認容することは現 246 条に反しないことを明らかにしたに過ぎない。

すなわち，「一個の訴訟物」として「当事者の申立事項」に含まれ，処分権主義に反しないことを最高裁として明らかにしたに過ぎない。48 年判決は，これにより原告の意思に沿った合理的な紛争解決を行ったものである。

したがって，48 年判決は，被告東電が主張するような，およそ被侵害利益を共通とするあらゆる損害項目（財産的損害費目と非財産的損害費目）が，常に一つの訴訟物を構成することまでを要請するものではない。

3 原告らが提示する訴訟物

(1) そもそも，本件訴訟は，中間指針等が定める基準による賠償

額では、到底、原告らいわき市民の受けた損害を補てんすることは出来ないことから、それを越えた損害を求めるため、いわき市民が原発事故により受けた被害の実相について詳細に主張・立証してきた訴訟である。審理を求める対象（訴訟物）は、中間指針等で定める金額を超えた慰謝料部分についてのみである。

(2) 中間指針を越えた損害が存在することは、中間指針自身も認めていることである。すなわち、中間指針等は、あくまで、当面の最低限の賠償基準を示したものであって、このことは、中間指針自体が「中間指針に明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害賠償も含めて…迅速、公平かつ適正な賠償を行うこと」「中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる…」などと述べていることから明らかである。

また、中間指針等の基準自体、被害の実相について十分な調査も行われずに策定されたものであり、不十分なものであることをも主張してきたところである。

(3) 自主的避難等対象区域の住民に対する賠償を定めた中間指針追補では、滞在者の慰謝料の内容として、「i) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 ii) 放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」が挙げられている。また、その期間は、18歳以下の子どもと妊婦について2011（平成23）年末までの期間、その他の者について2011（平成23）年4月22日までに限定している。

(4) しかし、これまで繰り返し述べてきたとおり、滞在者（一時的に避難を実行した者を含む）の被害は、実に様々な分野に及び、その甚大性や継続性は顕著である。被害の実相を見ても、中間指針の内容や期間に限定する理由はないのである。

中間指針追補に基づく賠償の内容は、その金額や対象期間の短さからすれば、本件事故当初の時期における混乱に対する「見舞金」程度の賠償というべきであり、原告らの被害を評価し尽くしたものではない。

(5) 上記のとおり、被告東電が引用する最判昭和48年判決は、交通事故による財産上の損害（療養費及び逸失利益）と精神上的損害（慰謝料）が訴訟上併せて請求された事案において、原審が、財産上の損害について、原告の請求額を超える額を、慰謝料と合算した請求総額の範囲内で認容したことについて、当事者の申し立てない事項について判決をしたものではなく、処分権主義（民事訴訟法246条）に反しないとしたものではない。

(6) 訴訟法上も、処分権主義（民事訴訟法246条）のもと、訴訟物の設定については原告において自由に設定可能であるのが原則である。確かに、債権を1円ずつのように極端に分割請求すれば、それは濫用的な権利行使となるだろうし、訴訟経済にも反することになるだろう。しかし、審理対象を一部に限定することで、かえって訴訟経済に資する場合もある（本件は、そのような種類の訴訟である。）。

(7) 本件では、平成30年8月10日付準備書面（65）及び同年11月13日付準備書面（70）等によって、既に訴訟物を限定し、一部請求の範囲を明示しているところである（なお原告準備書面

(70) の別表に訂正がある。後述。) 。

確認すると、原告らが請求している訴訟物の範囲は、①本件事故に基づき原告らが被った精神的損害であって、積極損害、消極損害、生命身体損害やそれらに伴う精神的損害を含まず、②中間指針等による賠償額を含まず、③これらを控除しても、なお精神的損害が認められる場合には、原告らの請求の範囲で訴訟物として審理の対象となると考えるべきである（明示的一部請求）（いわゆる「生業訴訟第一審判決」福島地方裁判所平成29年10月10日の150頁以下も同趣旨）。

(8) このように訴訟物を限定することが、本件のような集団訴訟を可能な限り迅速に進行させることに繋がり、訴訟経済に資することとなり、訴訟経済上一部請求は好ましくないとの前提を失うこととなる。原告らの請求（訴訟物）と、中間指針等で認められた金額の同質性については、裁判官の自由裁量の範囲で、中間指針等で認められた金額を超える損害が発生しているか否かを考慮すれば足りることとなり、1人1人の原告への弁済の有無を考慮する必要はない。

第4 費目相互間の融通に対し

1 被告東電の主張

被告東電は、「生活費増加分や避難に要した費用等の財産的損害が賠償によって補填されれば、平穏な生活は回復し、精神的損害は慰藉される」と主張し、既に、訴外で支払っている金額をもって「弁済の抗弁」が許されると主張しているようである（被告東電準備書面（26）4頁）。

2 訴訟物外の主張

前述のとおり、本件訴訟は、中間指針等が定める基準による賠償額では、到底、原告らいわき市民の受けた損害を補てんすることは出来ないことから、それを越えた損害を求め、主張・立証を展開してきた訴訟であり、被告東電が訴外で支払ってきた賠償金が弁済の抗弁となるという主張は、そもそも噛み合わない主張である。さらにいえば、原告ら被害者の中には、実際に被った損害（逸失利益、休業損害、治療費、入通院慰謝料等）があるものの、様々な理由でその責任追及を諦めている者も相当程度存在している。いわき市民のような強制的避難の対象区域外の住民たちには、いわば泣き寝入りをしている被害者が相当数存在しているのであるのであって、むしろ実態は被告東電の主張する「過払い」とは真逆である。それにもかかわらず本件訴訟外での財産的損害に対するわずかな賠償金をもって、これにより「平穏な生活が回復することに伴い、精神的苦痛は慰藉される」などとする被告東電の主張は、的外れである。

3 費目相互間の融通は認められないこと

- (1) さらに、被告東京電力は、費目間相互の融通が認められることから、弁済充当されるとの主張を展開しているようであるが、そもそも、弁済充当とは、債務者間に同種の目的を有する数個の債務（488条1項）がある場合などに、債権者が債務者から債務の全部には満たない給付を受領した場合に、当該給付をどの債務（又は、ある債務のどの部分）に割り当てるかという問題である。
- (2) この点、本件訴訟の原告は、訴訟物を慰謝料に限った「明示的一部請求」を行うものである。そうである以上、従前の最高裁判決に照らせば、そこで明示された部分（損害項目）だけが訴訟物となり、既判力も当該部分（損害項目）にしか発生しな

いと理解するのが正当である（松下淳一・民訴判例百選〔第5版〕170頁等参照，最判昭和37・8・10民集16巻8号1720頁。数量的一部請求について最判平成10・6・12民集52巻4号1147頁，質的一部請求について最判平成20・7・10判時2020号71頁）。これに対し，訴訟物外の財物損害に対する弁済は，本件訴訟債務とは質的にも目的も異なることはもちろんのこと，本件事故に伴う被告東電と被害者らの従前の訴外での賠償交渉（ADR，直接請求）に照らせば，被告の主張が信義則に反し認められないのは明らかである。

（3）実際，最高裁は，本件訴訟のように，特定の損害項目（甲）のみを請求する事案にあつては，前訴において一部棄却された場合であっても，損害事実を異にする別の損害項目（乙）については，前訴の既判力が及ばないことを近時の判決においても確認している（最判平成20・7・10判時2020号71頁）。

それでもなお，被告が財産的損害に対する既払金について，本件訴訟の訴訟物たる慰謝料（精神的損害・無形の損害に対するもの）の弁済にあたると主張し，控除を求めるならば，既払金が，本件認定の損害項目を填補する性質をもつこと，すなわちこれまでの最高裁法理および学説の理解によれば，既払金と損害項目（本件訴訟の訴訟物である慰謝料）との同質性・相互補完性を，被告が主張・立証するより他ない（最大判平成5・3・24民集47巻4号3039頁，最大判平成27・3・4民集69巻2号178頁，窪田充見編『新注釈民法（15）』有斐閣2017年450頁〔前田陽一〕）。

（4）なお，上記平成5年及び平成27年の各最高裁判決は，損益相殺に関する事案を扱ったものであるが，その趣旨は弁済の抗

弁にも同様にいえる。加害者からの金銭給付であれ、第三者からの金銭給付（保険給付等）であれ、それを被害者の賠償給付から控除するのは、被害者の利益状態を不法行為がなかったならばあったであろう状態に回復させるためである（不法行為法制度における原状回復の理念であり、利得禁止原則）。すなわち、損害賠償制度は「被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかった時の状態に回復させることを目的とするものである」ことから、「被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受ける場合には、損害と利益との間に同質性がある限り、公平の見地からその利益の額を・・・損害額から控除」されることが、最高裁においても繰り返し述べられている（前掲・最大判平成5・3・24民集47巻4号3039頁，最大判平成27・3・4民集69巻2号178頁）。なお、加害者が訴訟外で支払った金員を、損益相殺の枠組みで処理する場合というのは、例えば加害者が支払った見舞金や香典の賠償給付への充当の可否であって、本件のように訴外で明確に財産的損害への賠償金として支払われてきたものについて、訴訟上の訴訟物である慰謝料請求権への充当を検討する余地はない。

第5 千葉地判平成31・3・14の考え方に対し

1 千葉地判平成31・3・14判決の問題点

千葉地判平成31・3・14は、慰謝料と認容した額に、既払金の性質を精査することなく全額控除対象とする。従前の判例・通説によれば、過剰控除と言え、適切な控除方法と言えない（さらに

当該過剰控除分をもって、他の家族構成員である被害者である原告らにつき、当該個人にその精神的損害を慰謝すべき給付を与えることなく家族間（異主体間）控除を行うものであり、後述のとおり不当である。

2 前橋地判平成 29・3・17 判時 2339 号 3 頁

この点、むしろ、同種の事案においては、前橋地判平成 29・3・17 判時 2339 号 3 頁が、広く原発 ADR において用いられている整理に従い、自主的避難等対象区域への既払金については、4 万円（子・妊婦は 20 万円加算）に限り、本件慰謝料と同質性のあるものとして控除の対象とする。このような理解は、中間指針および従来の東電の説明に沿うものでもあり、その限りで当事者の合理的意思にもかなう処理であると言える。

理論的にも、判例・学説が支持する上記の同質性原則に則った処理である。したがって、ここでも、既払金のうち、訴訟物に含まれる項目につき、原告の請求する損害項目とどの範囲で、同質性を有するか、相互補完性をもつか、ということの精査こそ必要と言える。

第 6 財産的損害への賠償額も弁済の抗弁となるとの主張に対し

1 被告東電の主張

原告らの中には、就労不能損害、営業損害など、他の財産的損害について、任意による支払や、ADR を経ての支払を受けてきた者もいる。被告東電は、これらの財産的損害についての賠償も、原告らの精神的苦痛を慰謝するとの主張を展開している。

2 被告東電の既払金（定額慰謝料を除く）は本件訴訟物たる慰謝料と目的・性質の同一性をもたないこと

既述のとおり、加害者による既払い金を訴訟物である債権に充当すべきか否かは、当該債権の目的・性質の同一性があるかどうかにより決せられる。

財産的損害に対する賠償は、物の失われた交換価値など、客観的に算定された当該財産等の損害を補てんするものであるから、その財産的被害を賠償する以外に、精神的被害まで賠償する（弁済する）ことなどあり得ない。

就労不能損害や営業損害、治療費などの比較的算定可能な損害に対する賠償は、当該損害費目の損害を補填するものであり、それ以上のものでも、それ以下のものでもない。入通院慰謝料についても、その目的は病院への入通院に伴う精神的苦痛への慰謝であるから、本件訴訟の訴訟物である慰謝料（被ばくへの恐怖・深刻な不安からくる精神的損害・無形の損害の補填）とは目的を異にする。

そして、賠償の実例からみても、これらの個別性の高い算定可能な費目を含んだ各賠償では、費目を特定し、損害賠償額は1円単位で算定され合意の上支払われている。これはすなわち、各損害費目について領収証等の資料に基づき算定された額について、被告東電が合意の上支払っているという事実を示している。

したがって、これらの財産的損害や入通院慰謝料等の個別具体的かつ算定可能な損害に対する既払金は、具体的に算定された当該被害を補てんするに過ぎず、本件訴訟の訴訟物である精神的損害に対する慰謝料に繋がるものではないことは明瞭である。

第7 世帯内融通の主張に対し

1 被告東電の主張

被告東電は、「同一世帯は家計を共通にすることから、充當に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全体の損害にてん補するもの」とする旨の主張を展開している（被告東電準備書面（26）7頁等）。しかし、この主張は、様々な問題を含む主張である。

2 不法行為法における個人賠償の原則に反すること

不法行為法における保護法益である権利や利益は、個人を単位として考えるのが、近代法としての不法行為法における基本であり、不法行為による損害賠償請求権は、被害を受けた個々人に発生する。また従前の賠償についても「損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべき」（中間指針20頁第3-6）ことを前提とする。

そもそも損害賠償請求権は、個人法益への違法な侵害の結果生じるものであることに変わりなく、当該債権は、原則として個人単位で成立するのは当然である。原告らは、各人がそれぞれ、精神的損害を受けているのであり、それが、他の家族に賠償されたとしても、損害を受けた当人について、苦痛が慰謝されることにはならない。また、未成年者の請求権についていえば、子どもの請求権を親が代わって行い、それを子どもの利益のために遣う（通常そのように合理的に推測される。）のは、親権者の財産管理及び代表行為として至極当然のことであって（民法824条）、その親権行使の内容について、加害者である被告に限定される理由はない。

3 被告は、「千葉地裁第二次訴訟判決」が、「経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということ判断基準」として既払

金を世帯内で融通することを認めた点を指摘するが、かかる判決の考え方は、個人の権利擁護という法の根本理念を軽視した誤った判断というほかなく、大きな批判を受けているところであって、参考にすべきものではない。

4 融通の前提となる過払いがないこと

各損害項目は、指針や被告東電の自主賠償基準に基づき、最小限を抽象的に算定したものに過ぎず、他に充当すべき過払いはなく、不当利得は生じていない。

5 中間指針の考え方にも反すること

中間指針等の規定を見ても、精神的慰謝料請求は、各個人への賠償を大前提としている。家族構成などで区別することはしていない（例えば、避難指示区域の賠償は、1人1か月あたり10万円を原則としており、世帯数の多寡を考慮要素としていない。）。精神的慰謝料は、個々人に対して生ずるものであり、「世帯内で融通」されるような関係には立たない。例えば、交通事故であっても近親者の損害を別途考慮するなど、1人の精神的慰謝料が世帯内で融通されることを前提としていない。

中間指針において、妊婦や18歳以下の子ども賠償額を増額し、期間を伸長しているのは、その属性を考慮し、「少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては」「一定の合理性を認めることができる」からである。世帯の中に妊婦や子どもが存在していたとしても、それは、妊婦及び子どもが将来に渡って不安を覚えながら生活をせざるを得ない最低限の賠償額であって、「世帯内で融通」されるよ

うな性格の賠償金ではない。

第8 小括

以上のように，被告東電の弁済の抗弁にかかる主張にはいずれも理由がない。

従前の判例に照らせば，被告の既払い金が，本件訴訟物（本件認定の各損害項目）を填補する性質をもつのか，既払い金と各損害項目との間に，同質性・相互補完性があるかが問われねばならない（前掲・最大判平成5・3・24，前掲・最大判平成27・3・4）。その際，これらの大法廷判決が前提とするのは，不法行為法による損害賠償の対象となる損害項目は，積極的財産的損害，消極的財産的損害，精神的損害の3つに大別されることから，訴訟実務では，被控除給付（利益）は，以上の各損害項目と対応関係のある（＝同質性・相互補完性がある）かぎり調整の対象となる，という点である。いわゆる項目別控除の原則であり，保険法上の対応原則に相当する（例えば，前記大法廷判決が引用する最判昭和62・7・10民集41巻5号1202頁は，慰謝料と財産的損害を填補するための保険給付との同質性を否定している）。項目別控除原則は，同時に，項目間流用の禁止をも帰結する（仮に損害項目Aに対応する既払い給付金が，Aの認容額を上回っていたとしても，その超過分をもって別の損害項目Bに割り当てることによって控除することは許されない）。

以上のとおり，仮に財物損害への既払い金があったとしても，これまでの最高裁判決を前提とすれば，それをもって訴訟上の請求である本件慰謝料を減額的に調整することは，両者に同質性・相互補完性はない（＝各損害項目レベルでの前提となる損害事実

が異なる) ことから, 許されない。

第9 精神的損害の既払額の訂正

原告ら準備書面(70)の別表においては, 被告東電が訴訟外で認めている精神的損害としての賠償額を整理したが, この別表の記載に誤りがあったので, 訂正後の表を本書面末尾に掲載する。

訂正部分は, 表右端の精神的損害の欄の28万円(妊婦, 子ども)を24万円に, 12万円(一般成人→妊婦)を8万円とした部分である(末尾表の太字斜字部分)。

これは, 原告ら準備書面(70)別紙2の被告東電にプレスリリースにおいて, 自主的避難等に係る損害に対する追加賠償についての原告側の評価に誤りがあったことによる。すなわち, 同プレスリリースにおいては, 平成24年1月1日から同年8月31日までに妊婦ないし18歳以下であった者に対する追加賠償(8万円)は, 生活費増加分のみならず, 精神的苦痛をも対象としていることから, ここでの追加賠償8万円の内の半額である4万円分は, 精神的苦痛に対する賠償として仕分けをすべきことになる。

(別表)								
<自主的避難等対象区域 東京電力による自主的賠償基準>								
H23.3.11 ~12.31	H24.1.1~	(別紙2) 東電H24.2.28(H23.12.6中間指針追補を受けて)		(別紙3) 東電H24.12.5(H24.3.16中間指針第2次追補を受けて)		合計		精神的損害
		事故時いわき居住	H23.12までに避難した人に追加(生活費増加分)	事故時いわき居住(生活費増加分)	H24.1.1~8.31分追加(精神的損害+生活費増加分)	滞在者	H23.12までに避難した人	
一般成人		¥80,000	x	¥40,000	x	¥120,000	x	¥40,000
妊婦		¥400,000	¥200,000	¥40,000	¥80,000	¥520,000	¥720,000	¥240,000
妊婦	一般成人	¥400,000	¥200,000	¥40,000	x	¥440,000	¥640,000	¥200,000
一般成人	妊婦	¥80,000	x	¥40,000	¥80,000	¥200,000	x	¥80,000
子ども		¥400,000	¥200,000	¥40,000	¥80,000	¥520,000	¥720,000	¥240,000
子ども	一般成人	¥400,000	¥200,000	¥40,000	x	¥440,000	¥640,000	¥200,000
x	子ども	x	x	¥40,000	¥80,000	¥120,000	x	¥80,000
		↑ 中間指針と同じ			↑			
					精神的損害4万円、 生活費増加分4万円			

以 上